

人材支援委員会の組織及び運営に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、筑波研究学園都市交流協議会規約第8条第1項の規定により設置する人材支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査・検討事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 筑波研究学園都市交流協議会（以下「筑協」という。）の参加機関における人材の育成、活用等の取り組みを促進し、相互の連携を強化するための支援に関すること
- (2) その他人材の育成等の支援のために必要な事項

(組織)

第3 委員会は、会長が指名する委員長及び委員により構成する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、委員長又は委員の任期中に異動があった場合は、後任の者の任期は前任の者の残る任期とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長を務める。

4 委員会に副委員長2名以内を置く。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

7 委員会に、次に掲げる事項について調査・検討を行うため、タスクフォースを設置する。

ア 若手人材育成の支援

イ グローバル人材育成の支援

ウ 女性研究者育成の支援

エ シニア人材活用の支援

(意見の聴取)

第4 委員長は、委員会の活動に関し必要があると認められる場合には、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、委員長が所属する機関及び筑協の事務局が処理するものとする。

(補則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成21年9月30日から施行する。